救急☆3分トレーニング

Vol. 16 救急課 高度救急研修センター



この「救急☆3分トレーニング」は、救急隊員が日ごろ疑問に思っていることや、知っているようで知らないこと、何となく他人に聞くのが恥ずかしいことなどを、分かりやすく、3分以内で解決するトレーニングです。新しい隊員さんだけでなくベテランさんも、出動の合間にササッと御覧いただき、今後の救急活動に役立ててください。

★救急の歴史…救急業務の法制化



昭和23年3月7日,消防組織法施行により,消防が警察組織から独立し,京都市消防局が発足しました。当時,消防は火災の予防・消火・鎮圧を主たる業務として行う組織と考えられ,救急業務に関しては明確に規定されていませんでした。

その後,時代が進むにつれ,交通事故等の急激な増加に伴い救急体制の全国的な整備を図る目的で,昭和38年4月15日に消防法が一部改正され(翌年4月10日施行),第2条に第9項が追加されました。

この消防法一部改正により加えられた第2条第9項は、救急隊の任務を搬送に限定し、その対象を、災害による事故とこれに準ずる屋外の事故及び公共事故としていた(ただし、消防法施行令第42条で例外的に屋内事故を加えていた。)ため、急病人は対象ではなく、搬送中の応急処置も規定されていませんでした。しかし、実際の救急現場では、搬送中の応急処置を望む市民や隊員からの声が次第に強くなっていったのです。

(つづく)

参考:	京都市の救急出動件数	9,815件(交通5,008件,急病3,121件)
昭和38年	救護人員	12,388人
	救急隊数	10隊(下・上・東・右・伏・左・中・南・北・山)